

防災・減災対策の充実・強化について

近畿部会提出

現在、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による人命・経済・暮らしを守り支えるインフラ対策を進めているが、一方、万が一の災害時に一人ひとりの命を守る対策としては、自助・共助・公助の連携による災害への備えが不可欠となる。

しかし、自治会や自主防災組織をはじめとする地域住民が主体となった災害に強い地域づくりのためには、避難行動要支援者を含む住民への円滑な避難支援のあり方、地域防災を担う人材不足など、各市では様々な課題を抱えている。

近い将来には、国難レベルとも言われる南海トラフ地震の発生も予想されている。これまでの大規模災害の経験・教訓を無駄にせず、国民の全てが今後予想される自然災害に万全を期することは喫緊の課題であり、国を挙げての地域防災力の強化に向けた一層の取組が必要と考える。

よって、防災・減災対策の充実・強化のため、下記事項について強く要望する。

記

(対国要望)

- 1 円滑な個別計画の作成に向けた人材・財源の確保及び制度の見直し
 - (1) 高齢者や障害者等の円滑な避難支援のため、避難行動要支援者に関する個別計画の作成について、市町村の人材確保等の取組に必要な財源措置を講ずるとともに、災害対策基本法上の法定事項として規定すること。
 - (2) 個別計画の作成にあたり、市町村における地域（自治会、自主防災組織等）と要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した福祉専門職（介護支援専門員及び相談支援専門員等）との連携に必要な財源措置を講ずること。
 - (3) 福祉専門職による個別計画の作成支援について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置づけるとともに、報酬加算を創設すること。
- 2 消防団員の処遇改善

消防団員の災害補償の更なる改善を図るとともに、報酬・手当等に要する経費について、地域実情に応じた地方交付税措置の拡充を図るなど、消防団員の処遇改善を図ること。

3 予警報区分の細分化

現在、予警報区分は各市町村単位となっており、地域によって実際の気象状況と乖離があるため、平成の大合併前の旧市町村単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分を設定すること。